

社内調色の見直し

平成 21 年 9 月 9 日
株式会社 Y 塗料店
(取) 部長

1. 早良区・F 邸外壁塗装の変色の経緯

今回、西営業所で販売した塗料で、塗膜変色のクレームが発生したのは、皆様に報告の通りです。この原因については平成 21 年 7 月 22 日付の SK 化研の現場での調査報告書の通りです。本来 2 回塗りが原則なのに 1 回塗りの薄膜であった。塗膜が透けた箇所に刷毛でタッチアップされていて、この部分が白く変色し、チョーキングしていました。平成 15 年 2 月の塗装された後、数年で「斑点状に変色した箇所」が発生したことを施主は気づいていたが、次第に脱色して白化してきたので、目立つようになり、今年クレームとなった。

本来は、塗装は「同一物件、同一塗料メーカー品」で行われるのが原則です。しかし、今回は、当初平成 15 年 1 月に「SK 化研・クリーンマイルドウレタン」(二液型ウレタン塗料) 15kg×1 セットを納入したが、不足したので、塗装業者に急がされて、西営業所の調色場にて、SK 化研と同等品である「ロックペイント・エバーロックウレタン」を半缶(約 8 kg セット) 納入した。平成 15 年 2 月には塗装が完了した。

今回の、大きな原因の一つは、「同一物件、同一塗装箇所、に二つの塗料メーカー品を納めた」ところにあります。

各塗料メーカーでは同等の塗料であっても、樹脂、顔料、体質顔料、溶剤などはそれぞれ、原料メーカー品から選択して使っているもので、塗膜になった後の「耐候性、変色性、耐水性、耐熱性など諸性能」に差異があるのは当然です。どちらが良い、悪い、というわけではありません。(塗膜の経年変化は避けられないが、同一メーカー品なら同じ経年変化で推移するので、塗膜内での差異は生じることはない)

2. 今後の調色体制について

今後は、同様のクレームを防止するために、社内調色を次のように変更しますから、営業各位は、厳しく遵守して下さい。

- (1) 「同一物件、同一塗装箇所」の塗装には、絶対条件として「最初から最後まで同一塗料メーカー、同一商品」で通して下さい。これがクレームを防ぐ最低条件です。
- (2) 今後は、「同一物件、同一塗装箇所」で、特に調色品の追加商品受注については、「同一塗料メーカー、同一商品」で「メーカー調色」を遵守して下さい。便宜上の「社内調色」は絶対しないで下さい。
- (3) 塗装業者へは追加商品の「調色納期」を予めよく説明をしておいて、工期のトラブルにならないように充分配慮して下さい。
- (4) 塗装現場へ足を運んだ場合は、塗装㎡数と所定の塗装回数に見合う塗料の量を算出して、できるだけ一度で必要な量を納入して下さい。

以上